

給湯省エネ2024事業

特にCO₂削減効果の高い高効率給湯器の設置に特化して重点的に、支援を行います。



対象となる方は？

- 給湯省エネ2024事業者と契約※1を締結し、高効率給湯器(対象機器)を導入もしくはリース利用する
- 対象機器を設置する住宅の所有者等である※2

※1 契約とは、機器の導入をする請負工事契約等。リースの場合はリース契約となります。
※2 既存住宅の購入時等に未使用の対象機器が設置されていても補助対象になりません。

補助金がもらえる期間は？

- ・ 着工日の期間 **2023年11月2日以降に着手する工事**

※住宅省エネ2024キャンペーンの住宅省エネ2024支援事業者における登録申請日と同日です。
※締切は予算上限に応じて公表します。
※予算上限に達した場合、早期終了いたします。

対象となる機器は？

設置した対象機器の補助額に設置台数を乗じた金額が交付申請額になります。
ただし、設置台数の上限は、戸建住宅はいずれか2台まで、共同住宅等はいずれか1台までです。

設置する給湯器	補助額	補助上限(住戸あたり)
家庭用燃料電池(エネファーム)	18万円~20万円/台	戸建住宅 : いずれか2台まで 共同住宅等 : いずれか1台まで
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	ハイブリッド給湯機: 10万円~15万円/台	
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	エコキュート: 8万円~13万円/台	

以下に該当する製品等は補助の対象になりません。

- × 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器
- × 店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
- × リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付けを給湯省エネ2024事業者へ依頼する工事(いわゆる施工主支給や材工分離による工事)
- × 分譲事業者が、販売前、販売後の住宅を申請することはできません。

子育てエコホーム支援事業との併用

本事業と子育てエコホーム支援事業は、補助対象となる製品およびその性能要件が異なりますが、一部の補助対象となる機器は重複しています。複数の高効率給湯器を導入した場合、給湯器の性能等に応じて両事業を併用し、それぞれ補助を受けることができます。(同一の契約および工期でも可)